

平成29年度

# 免田小学校いじめ防止基本方針

— やさしく かしこく たくましい 児童の育成を目指して —

全職員が「いじめはいつでも、どの児童にも起こり得ること、状況においては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ること」を十分に認識しておく必要がある。

児童にとって学校が「心身ともに安心・安全で、しかも明るく、楽しい生活基盤を醸成する場」であるように、本校では家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は迅速かつ適切にこれに対処するため、免田小学校いじめ防止基本方針を定める。

- 1 いじめの定義といじめに対する基本認識
- 2 いじめ防止のための校内組織
- 3 いじめの未然防止の取組
- 4 いじめの早期発見の取組
- 5 いじめへの早期対応の取組
- 6 重大事態への対処
- 7 教職員の資質向上と保護者への啓発
- 8 「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直し
- 9 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
- 10 関係資料

あさぎり町立免田小学校

# 1 いじめの定義といじめに対する基本認識

## (1) いじめの定義

(定義) 「いじめ防止対策推進法」より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、部活動の児童や、学童保育、塾・スポーツクラブ、子ども会等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

## (2) 具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視。
- ウ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## (3) いじめに対する基本認識

すべての児童と大人が、「いじめは、いつでも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識を持つことが重要である。

- ア いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる
- イ いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ウ いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- エ 保護者との信頼関係作り、地域や関係機関との連携協力に努める。
- オ いじめ問題に迅速かつ組織的に対応する。
- カ いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

# 2 いじめ防止のための校内組織（別掲）

## (1) 定例いじめ防止委員会（生徒指導・いじめ・不登校対策委員会）

- ア 時期… 校内研修の時間に年間4回（4月、6月、12月、2月）
- イ 参加者… 校長、教頭、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
- ウ 内容… いじめ防止基本方針の点検・見直し、研修の企画、児童理解、問題行動、いじめに関する情報交換と共通理解などを行う。

## (2) 緊急いじめ対策委員会（生徒指導・いじめ・不登校対策委員会及び校外関係者）

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、必要に応じ校外関係者も含めた「緊急いじめ対策委員会」を開き、事実関係の把握、被害児童のケア、関係保護者への連絡・招集、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき（重大事態）は、教育委員会に報告し、教育委員会や関係機関と連携を図りながら、調査を行い、問題の解消までを行う。

## (3) 教育相談の窓口

いじめに関わらず、保護者や児童が気軽に相談できるように、窓口を位置付ける。窓口については、学校便り等で保護者に知らせる。

# 3 いじめの未然防止に係る基本方針

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、児童に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

## (1) いじめの防止

いじめは、いつでも、どの児童にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。

したがって、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、児童に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めすることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくりあげることも未然防止の観点から重要である。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての人が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。したがって、わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、児童がいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談

窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、すべての児童が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

### (4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や地域づくり協議会（熊本版コミュニティ・スクール）を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を児童や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐことも必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

## 4 いじめを未然に防止する教育環境づくり

学校は、地域とともにある学校という意識をもち、保護者や地域住民に信頼される学校づくりを目指すとともに人権尊重の精神に立ち、「規範意識の向上・学力の向上・自己有用感の醸成」に努め、児童の夢の実現を目指す教育活動を一丸となって推進していく。

### (1) 規範意識の向上

ア 「命を大切にする心」をはぐくむ指導プログラムの実践

- イ 授業の公開や地域の人々の参加・協力等による道徳教育の推進  
 ウ 免田つ子のきまり、「心構え10か条」等の学校のルールや規範意識をはぐくむ指導の充実  
 エ 問題行動等の早期発見・早期対応と組織的な対応による課題解決と実践力  
 オ 自主的・自動的態度をはぐくむ特別活動の充実と心の居場所のある学級経営  
 カ 「私たちの道徳」を活用した、日常生活の様々な場面で道徳的価値について考える取組

## (2) 学力の向上

- ア 「全員挙手の場」を位置付けた、意欲を喚起する発問の工夫と主体的な学習態度の育成  
 イ 学習のめあて提示や学習の振り返りを確実に行う「分かる授業」の実践と精選された板書  
 ウ 本時の目標を明記した週計画案の活用と見通しを持った授業実践及び児童の記録  
 エ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と課題を解決させる授業展開  
 オ 思考力等の育成を目指し、児童の考えを文章や図に書き出させまとめさせるノート指導  
 カ 支援を要する児童及び全ての児童に分かりやすい授業（授業構成、板書、教材、発問等）

## (3) 自己有用感の醸成

- ア 様々な体験活動を通じた、自他の命を大切にする心や郷土を愛する心等の育成  
 イ 学校でも地域でも明るい挨拶や止まり挨拶ができる態度の育成  
 ウ ボランティア活動の充実（勤労を重んずる態度や環境の保全に寄与する態度の育成）  
 エ 児童同士の人間関係づくりと教師との信頼関係づくり  
 オ 外遊びの励行（仲間づくり、心と体づくり） 外遊びタイムとランランタイムの活用  
 カ 優しい言葉遣いや人間関係をはぐくむ場を大切にした学習・教育環境づくり

## (4) 心のきずなを深める月間

取 組	具 体 的 内 容
① 校内研修	人権をテーマにした実践発表を聞き、学ぶ研修を行い、全職員の人権感覚を高める場とする。
② 標語・ポスターの募集	全家庭に、人権意識を高める標語・ポスターを募集する。
③ 全児童にアンケート実施	アンケート実施により、児童の実態を全職員で把握する。そのうえで、実態に応じた組織的な取組を行う。
④ 教育相談の実施	実態に応じた教育相談を行い、素早く対処し速やかな解決を目指す。
⑤ 実態に応じた授業の実施	学年それぞれの実態に応じた授業を計画・実施することで、児童が命の大切さを考える場とする。
⑥ 児童による会議	各学級の願いを持ち寄り、目当てに沿った児童による会議(代表委員会)を実施し、児童が主体的に活動する場とする。
⑦ 各学級の取組	代表委員による会議の決定事項に沿い、各学級で具体的に取り組む事項を決め、実行し、振り返りを行う。
⑧ 特別支援学級との交流	特別支援学級との交流学習を全学年実施し、児童理解を図る。
⑨ 校長講話（全校集会）	全校に向け、校長講話を実施する。
⑩ 児童主催の人権集会	各学級の取組と振り返りを児童主催の集会で実施する。

## 5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとし、以下の事項に重点的に取り組む。

### (1) 観察

ア 授業中、朝の会や帰りの会、健康観察、保健室、休み時間、日記等

### (2) 心のアンケートの実施

ア 熊本県公立学校心のアンケート：11月

イ 免田小心のアンケート：6月、10月、2月

ウ 担任による口頭での調査：4月、5月、7月、9月、12月、1月、3月

### (3) 教育相談の実施

ア 悉皆実施 6～8月、11～12月（担任及び必要に応じて他職員）

イ その他、アンケート結果等により必要に応じて個別に実施

## 6 いじめへの早期対応の取組

### (1) いじめの報告

いじめを発見した場合、直ちに生徒指導主任に報告する。生徒指導主任は、直ちに校長と教頭に報告する。

### (2) いじめの段階的な対応

いじめの報告があった場合には、収集した情報をもとにいじめの重大さに応じて、4つの段階に分けて対応に当たる。なお、段階の判断は校長が行う。

レベル1 学級担任と学年主任で解決に当たる。

レベル2 生徒指導部と担当者が中心となり解決に当たる。

レベル3 関係職員を集めて、生徒指導・いじめ・不登校対策委員会を開き、解決に当たる。

レベル4 教育委員会に報告するとともに、専門機関と連携して解決に当たる。

※レベル4を「重大事態」とする。

※関係職員は、原則として次の通りである。

校長、教頭、教務、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、その他関係職員

※専門機関は次の通りである。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ不登校・サポート

チーム、教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関の助言者

### (3) いじめ対応の留意点

ア いじめを発見した場合は、まず、被害児童の立場に立ち安全を確保する。

イ 校長は、いじめの報告を受けた場合は、「生徒指導・いじめ・不登校対策委員会」を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。

ウ いじめられた児童のケアは、養護教諭や専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

エ いじめが確認された場合は、被害・加害児童とともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行なながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。

オ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児

童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。

カ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、当該児童に対して懲戒を加えることができる。

キ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったとき。

※「心身又は財産に重大な被害」とは、次のような場合とする。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」とは、次の通りである。

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断で重大事態と認識する。

### (2) 重大事態への対応

ア あさぎり町教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

※ 学校では「いじめ対策委員会」（いじめ・不登校・生徒指導対策委員会と同じ）

※ 教育委員会では「いじめ等学校問題対策チーム」

ウ 上記の組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、情報を適切に提供する。

## 8 教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットなどを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

## 9 「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直し

毎年、この「学校いじめ防止基本方針」が機能しているか点検・見直しを行い、校長の指導のもと生徒指導主任が改正していく。

## 10 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（法第22条関連）

以下の関係者からなるいじめ防止の対策組織（いじめ防止対策推進法第22条）を置く。  
名称を「定例いじめ防止委員会」、「緊急いじめ対策委員会」とする。

### 《構成員》 ※「定例」→校内職員 「緊急」→校内職員・校外関係者

- |         |                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| ◇ 校内職員  | 校長、教頭、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、（加害及び被害児童の担任）          |
| ◇ 校外関係者 | P T A会長、P T A副会長、民生児童委員、（事案により S S W、S C 教育委員会指導主事、児童相談所などの関係機関や団体等） |

### 《具体的な取組》

- いじめ防止基本方針の策定
- いじめ防止基本方針の情報公開と周知活動
- いじめ防止基本方針に沿った実践と検証（P D C Aサイクルにおけるチェック）
- いじめ防止基本方針の修正
- 「定例いじめ防止委員会」での校内研修の企画・運営
- 教職員の資質向上を図るための啓発活動
- いじめに係る情報収集・意見収集
- いじめ発生に係る全職員への情報提供
- 「緊急いじめ対策委員会」に向けた報告の準備
- 「緊急いじめ対策委員会」への招集
- 「緊急いじめ対策委員会」への引き継ぎ

### 《児童の取組》

- 集会活動や縦割り班活動等を充実させる。
- 高学年を中心に、道徳の時間や特別活動を利用して、いじめ防止活動を計画し積極的に参加させる。

### 《家庭や地域との連携》

- 学校だよりやホームページ等でいじめ防止基本方針の周知を行う。
- 適時または隨時、学年・学級懇談会での話し合いを行う。
- 外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告を励行する。